



移転価格税制に関する 取り組み

2012年度、ベトナム税務当局は継続的に調査を強化

2012年2月

要約

- ▶ 2011年に於いて、当該調査の実績は44,000億VNDの損益を調整すると共に16,500億VNDの罰金が課されました。
- ▶ 2012年度の移転価格に関する調査計画が立案されました。
- ▶ その他地方の税務当局と同様に、Hanoi市及びHo Chi Minh市は移転価格の調査強化計画を立案し、2012年度に昨年度より多くの企業を調査します。
- ▶ 関連当事者間契約書及びインボイスは移転価格税制に規定されている文書要求を満たしていません。

はじめに

最近、中央・地方レベルのベトナム税務当局により 2011 年度の移転価格調査結果及び 2012 年度の行動計画が公表されました。

今号のニュースレターでは 2011 年度の移転価格調査活動の主要な結果及び 2012 年度の行動計画の評価を要約します。

2011 年度の税務/移転価格に関する調査結果

税務総局の報告により、2011 年に於いて、損益を報告した 856 事業者が調査をされました。ほとんどの税務/移転価格に関する調査は Hanoi 市、Ho Chi Minh 市、Binh Duong、Lam Dong、Thanh Hoa、Quang Ninh、Bac Ninh、Khanh Hoa、An Giang、Vinh Phuc、Ba Ria-Vung Tau、Gia Lai 及び Ha Tinh など大きな都市・省で遂行されました。当該調査を通じて税務職員は 44,000 億 VND (209 百万 USD に相当) の損益を調整すると共に 16,500 億 VND (78.5 百万 USD に相当) の罰金が課されました。昨年と比較すると 4 倍の増加になります。

通常の調査に於いて、ベトナム税務当局は以下の取引に対して移転価格の利用を疑います。

- ▶ 有形商品の取引
 - ▶ 高い値段で原材料、機械、設備の購入
 - ▶ 低い値段で商品の販売
- ▶ 無形商品の取引
 - ▶ 技術移転費及び商標費が妥当でない場合。
- ▶ その他取引
 - ▶ 高額なローン利息の支払
 - ▶ 安い加工費の領収

追加として、税務当局は納税者が提出した書類のほとんどが不足、不適切なものであると指摘をしました。具体的には、納税者が提出した或いは準備した書類は特に会社分析、業界分析、基準比較分析などにおいて Circular 66 に基づいていなかった様です。税務当局は関連当事者との契約書及び合法的インボイスが法人所得税又は付加価値税の計算目的を支援する証票と認めますが、当該証票は Circular 66 に規定されている移転価格文書要求には不足、或いは相当するものと認められていません。

2012 年度の税務/移転価格調査計画

税務総局は 2012 年においてベトナム税務当局による継続的な移転価格への取り組みを強化すると共に以下の特徴のある企業に税務/移転価格調査を重視すると強調しています：

- ▶ 関連当事者間取引が多い；
- ▶ 移転価格を利用したと疑いがある；
- ▶ 継続的に損益を報告している；
- ▶ 高額な未払い税額がある；
- ▶ 数年間、調査がされていない；
- ▶ 減税、免税など税制上の優遇措置を受けている。

追加として、税務/移転価格に関する調査は以下の業界が重視されています：

- ▶ 銀行
- ▶ 薬品
- ▶ 不動産
- ▶ 電力
- ▶ 石油・ガス
- ▶ 郵便、通信
- ▶ 鉱産物開拓

コメント

多くの各国政府は税金徴収を通じて収入源を増加することに集中し、移転価格税制への取り組みの強化を行なっています。結果、納税者にとって現在の移転価格文書が以前の 2 年間よりも重要になってきたと認識できます。

ベトナムも例外ではありません。最近、移転価格の課題点はベトナム税務総局に最優的に取り扱われ、2012 年度も継続的に重視されます。ベトナムに於ける移転価格調査に関する毎年の統計は税務当局が移転価格税制の遵守を重視していると Circular 66/2010/TT-BTC (2012 年より発効となる) 及び Circular 117/2005/TT-BTC に規定された十分な移転価格文書の必要性が明瞭になります。

その他業界も税務/移転価格に関する調査対象に所属する可能性があるため、上記に挙げられた一覧ではまだ不足ものと判断されています。

更に、各報告により、税務総局は移転価格の管理専用部署の設立を遂行しています。また「移転価格利用防止」のプロジェクトは財務省及び投資計画省によって整備されています。財務省は 2012 年に於いて、税務当局による、移転価格を利用したと疑われる企業の取引の重点的調査を行うことを強調しています。

ハノイ市の移転価格調査計画

2012 年に於いて、ハノイ市の税務当局により移転価格税制への取り組みは重要な任務と認識されています。税務当局は 88 外資企業、その中に 46 企業が脱税のために移転価格を利用したと疑い持ち、調査を行うと通達をしました。

Ho Chi Minh 市の移転価格調査計画

Ho Chi Minh 市の税務当局は移転価格調査活動が 2012 年度に強化されると通達しました。税務当局は移転価格は各企業が損益を報告する主要な原因であると信じています。Ho Chi Minh 市の税務当局の目標は損益を報告する外資企業の 8%を減少します。税務当局も財務省に「企業は関連当事者の発注書に応じて生産或いは委託加工の場合、最低限の利益率を維持するし、損益を発生してはいけません。

2011 年度に集中して調査された分野以外に、税務当局はまだ調査していない企業を調査する計画を立案しており、関連当事者の発注書、加工委託契約に基づいて生産する事業が最低利益率を維持することが期待されます。中国などの隣国も輸出に関する関連当事者間取引に対する相当な政策を採用しています。

事前確認制度（APA）とその他移転価格防止措置の採用を提案すると共に、ベトナムの移転価格に関する法律規則は一層に整備され、しっかりされると思われます。追加点として、移転価格に対する専門担当チームの設立及び取り組みの強化は 2012 年度の税務当局の調査活動が納税者に多くの困難、チャレンジを与えると判断されます。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター
nitin.jain@vn.ey.com

Pham Ngoc Long マネージャー
long.ngoc.pham@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー
fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター
nitin.jain@vn.ey.com

Nguyen Tan Phat マネージャー
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Lea Gracia Molina マネージャー
lea.gracia.molina@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当マネージャー
Takahisa.Onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000201

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

2012年2月